

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第2区分  
 【発行日】令和6年10月11日(2024.10.11)

【国際公開番号】WO2022/081033  
 【公表番号】特表2023-546140(P2023-546140A)  
 【公表日】令和5年11月1日(2023.11.1)  
 【年通号数】公開公報(特許)2023-206  
 【出願番号】特願2023-523099(P2023-523099)  
 【国際特許分類】

10

A 6 1 K 3 1 / 4 4 3 9 ( 2 0 0 6 . 0 1 )  
 A 6 1 K 3 1 / 1 9 8 ( 2 0 0 6 . 0 1 )  
 A 6 1 P 4 3 / 0 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )  
 A 6 1 P 2 5 / 1 6 ( 2 0 0 6 . 0 1 )  
 A 6 1 K 4 5 / 0 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

【 F I 】

A 6 1 K 3 1 / 4 4 3 9  
 A 6 1 K 3 1 / 1 9 8  
 A 6 1 P 4 3 / 0 0 1 2 1  
 A 6 1 P 2 5 / 1 6  
 A 6 1 K 4 5 / 0 0

20

【手続補正書】  
 【提出日】令和6年10月2日(2024.10.2)  
 【手続補正1】  
 【補正対象書類名】特許請求の範囲  
 【補正対象項目名】全文  
 【補正方法】変更

【補正の内容】  
 【特許請求の範囲】

30

【請求項1】

予測不能な運動症状の変動をわずらう患者でのパーキンソン病の症状の治療における使用のための、レボドパまたはその薬学的に許容され得る誘導体とオピカポンまたはその薬学的に許容され得る誘導体とを含む組み合わせ医薬。

【請求項2】

オピカポンまたはその薬学的に許容され得る誘導体が、1日1回、10～100mgのオピカポンに等価の用量で投与される、請求項1に記載の組み合わせ医薬。

【請求項3】

オピカポンまたはその薬学的に許容され得る誘導体が、1日1回、25～50mgのオピカポンに等価の用量で投与される、請求項1に記載の組み合わせ医薬。

40

【請求項4】

レボドパまたはその薬学的に許容され得る誘導体が、1日3～10回、1日の合計が300～2000mgのレボドパに等価の用量で投与される、請求項1～3のいずれかに記載の組み合わせ医薬。

【請求項5】

レボドパまたはその薬学的に許容され得る誘導体が、1日3～10回、1日の合計が500～1000mgのレボドパに等価の用量で投与される、請求項1～3のいずれかに記載の組み合わせ医薬。

【請求項6】

ドパ脱炭酸酵素阻害剤(DDCI)を更に含んでなる、請求項1～5のいずれかに記載

50

の組み合わせ医薬。

【請求項 7】

DDCI がカルビドパまたはベンセラジドである、請求項 6 に記載の組み合わせ医薬。

【請求項 8】

DDCI が、1 日 3 ~ 10 回、1 日の合計が 25 ~ 500 mg の用量で投与される、請求項 6 または 7 に記載の組み合わせ医薬。

【請求項 9】

DDCI が、1 日 3 ~ 10 回、1 日の合計が 75 ~ 250 mg の用量で投与される、請求項 6 または 7 に記載の組み合わせ医薬。

【請求項 10】

レボドパまたはその薬学的に許容され得る誘導体と DDCI とが、単一用量ユニットで投与される、請求項 6 ~ 9 のいずれかに記載の組み合わせ医薬。

【請求項 11】

前記予測不能な運動症状の変動をわずらう患者が、レボドパまたはその薬学的に許容され得る誘導体の投与タイミングと明確な相関性のない、10 分未満の期間にわたって「オン」状態から「オフ」状態への突然のおよびランダムな変化をわずらう患者である、請求項 1 ~ 10 のいずれかに記載の組み合わせ医薬。

【請求項 12】

前記「オン」状態から「オフ」状態への突然のおよびランダムな変化（オン/オフ現象）が、5 秒 ~ 5 分の期間にわたって生じる、請求項 11 に記載の組み合わせ医薬。

【請求項 13】

治療される症状が、エンドオブドーズの運動症状の変動である、請求項 1 ~ 12 のいずれかに記載の組み合わせ医薬。

【請求項 14】

前記治療が、明確な「オフ」時間を少なくとも 30 分/日減少させる、請求項 13 に記載の組み合わせ医薬。

【請求項 15】

前記治療が、明確な「オフ」時間を少なくとも 60 分/日減少させる、請求項 13 に記載の組み合わせ医薬。

【請求項 16】

明確な「オフ」時間における前記減少が、明確な「オン」時間における同等の増加を伴う、請求項 14 または 15 に記載の組み合わせ医薬。

【請求項 17】

前記治療が、予測不能な運動症状の変動をわずらうのに消費される時間を減少させる、請求項 1 ~ 12 のいずれかに記載の組み合わせ医薬。

【請求項 18】

オピカボンまたはその薬学的に許容され得る誘導体を含む、予測不能な運動症状の変動をわずらう患者でのパーキンソン病の症状を治療するための医薬組成物であって、前記治療が、レボドパまたはその薬学的に許容され得る誘導体を前記患者に投与することを含んでなる、医薬組成物。

【請求項 19】

前記患者が、前記医薬組成物を投与される前に、パーキンソン病と診断される、請求項 18 に記載の医薬組成物。

【請求項 20】

予測不能な運動症状の変動をわずらう患者でのパーキンソン病の症状の治療のための医薬を製造するための、レボドパまたはその薬学的に許容され得る誘導体と組み合わせるオピカボンまたはその薬学的に許容され得る誘導体の使用。

【請求項 21】

パーキンソン病に罹患している患者での予測不能な運動症状の変動の治療のための医薬を製造するための、レボドパまたはその薬学的に許容され得る誘導体と組み合わせるオピ

10

20

30

40

50

カボンまたはその薬学的に許容され得る誘導体の使用。

【請求項 2 2】

前記治療が、少なくとも 10 週間存続する、請求項 1 ~ 17 のいずれかに記載の組み合わせ医薬、または請求項 18 もしくは 19 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 3】

前記治療が、少なくとも 15 週間存続する、請求項 1 ~ 17 のいずれかに記載の組み合わせ医薬、または請求項 18 もしくは 19 に記載の医薬組成物。

【請求項 2 4】

前記治療が、少なくとも 10 週間存続する、請求項 20 または 21 に記載の使用。

【請求項 2 5】

前記治療が、少なくとも 15 週間存続する、請求項 20 または 21 に記載の使用。

【請求項 2 6】

レボドパまたはその薬学的に許容され得る誘導体を含む、予測不能な運動症状の変動をわずらう患者でのパーキンソン病の症状を治療するための医薬組成物であって、前記治療が、オピカボンまたはその薬学的に許容され得る誘導体を前記患者に投与することを含んでなる、医薬組成物。

【請求項 2 7】

前記患者が、前記医薬組成物を投与される前に、パーキンソン病と診断される、請求項 26 に記載の医薬組成物。

10

20

30

40

50